

# 周防大島町汚水処理施設整備構想（案）に関する意見を募集します

公共下水道、漁業集落排水、農業集落排水、合併浄化槽などの家庭や事業所から発生する汚水処理する施設を「汚水処理施設」と呼んでいます。

周防大島町では公共下水道などの集合処理や合併浄化槽の個別処理により汚水処理整備を進めており、令和2年度末の普及率は64・8%に達しています。

現行の周防大島町汚水処理施設整備構想は、平成28年に策定されたものです。策定から5年が経過し、少子高齢化による人口減少や本町の財政状況など、汚水処理施設の整備構想を取り巻く状況が変化していることから、このたび本構想の見直しを行いました。そこで、見直しを行った内容を公表し、皆さまからご意見を広く募集し、構想策定の参考にさせていただきますと思います。皆さまのご意見をお待ちしています。

## ■公表する資料

「周防大島町汚水処理施設整備構想（案）」

## ■資料の閲覧方法

- (1)町ホームページ
- (2)文書閲覧

各総合支所および下水道課

## ■閲覧および募集期間

2月15日(火)～3月7日(月)まで

## ■意見を提出できる方

- (1)町内に在住している方
- (2)町内に事務所または事業所を有する個人・法人・団体に勤務する方
- (3)町内の事業所または事業所に勤務する方
- (4)町内の学校に在学する方
- (5)その他この事業に直接利害関係のある方

## ■意見の提出方法

3月7日(月)午後5時必着で、郵送、FAX、電子メールアドレスは直接お届けください。

※意見書の様式は任意ですが、住所、氏名、連絡先を必ず記入してください。(住所、氏名、連絡先が公表されることはありません)

れることはありません。

※口頭や電話での受付は行いません。

## ■提出いただいた意見の公表

提出していただいたご意見は、内容ごとに整理し、町の考え方を付して、最終的に決定された構想とあわせて、ホームページ上で取りまとめ公表します。したがって、個々のご意見に対し、直接または個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

なお、賛否のみを記した意見、本件に内容が合致しない意見、住所や氏名等が記入されていない意見などは公表しません。

## ■提出先・問い合わせ

〒742-2301  
周防大島町久賀4799-1  
下水道課 下水道班

☎0820(79)1014  
☎0820(79)1013  
✉gesuidou@town.suo-oshima.lg.jp

## お済みになりましたか？ 軽自動車などの廃車や名義変更は4月1日までに

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます。4月1日までに廃車された方は令和4年度の軽自動車税は課税されません。軽自動車などを売ったり、譲ったり、廃棄されたりした方は必ず所定の手続きをしてください。また、転出や転入をした方も早めに住所変更手続きを済ませてください。

軽自動車などについての各種手続きは、販売店または所定の窓口へお願いします。

なお、各種町税の納付には便利な口座振替をご利用ください。

種別	窓口
原動機付自転車（125cc以下）、 小型特殊自動車	周防大島町役場 各総合支所・出張所
軽自動車2輪（125cc超～250cc以下）、 2輪の小型自動車（250cc超）	山口運輸支局 ☎050(5540)2073
3輪・4輪軽自動車	軽自動車検査協会山口事務所（コールセンター） ☎050(3816)3085



## ◎軽自動車税減免申請の手続きについて

令和3年度に減免該当された方は「更新」対象者として、3月中に減免継続のための確認通知書を送付しますので、内容を確認のうえ、期限までに手続きをしてください。

■問い合わせ  
税務課 課税第1班  
☎0820(74)1008